

修士論文要旨

公共経営研究科 2年

2011年1月6日 45091003 安藤修三

日本国憲法第92条に、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」¹と記されている。そこに記されている、「地方自治の本旨」とは、その理念として「団体自治」と「住民自治」という二つの要素から成り立っている、と一般的に言われている。「団体自治」とは、「その原則として、地方の事務について国から独立した法人格をもつ地域団体を設け、これに自らの事務を処理させるという原則であり、地方分権主義の理念に由来するもの」²であり、「住民自治」の原則とは、「地方の公共的事務の処理を当該地方の住民の参加のもとに住民の意思と責任によって行わせるという原則であり、民主主義の理念のあらわれ」³であると言われる。しかし、現在の日本における地方自治制度はそれを十分に達成しうる制度となっているだろうか。住民が自らの責任と意思で、地域の事柄を決定していく「住民自治」の土壌は醸成されているだろうか、またそれを有効に反映し運営する為の「団体自治」の規模は適切だろうか。地域コミュニティの再生が叫ばれる昨今、地方自治の在り方を改めて議論する必要があるだろう。

本稿では、憲法の「地方自治の本旨」に基づく地方自治の意義や理念を確認し、それをもとに、「団体自治」と「住民自治」の強化という観点から、最終的に在るべき地方自治制度、特に近隣自治制度について言及し、筆者の住む八王子市への提言としたい。

第一章において、先の日本国憲法における地方自治の議論を詳述する。明治憲法下での地方自治制度と、日本国憲法下での地方自治制度に要求される点を概観し、今日の地方自治に求められる理念を確認する。特に、憲法92条に規定されている、「地方自治の本旨」について、住民自治と団体自治の観点から論じ、地方自治制度に求められる意義と理念を確認したい。

第二章においては、我が国の地方自治組織と諸外国の地方自治組織を比較概観する事で、我が国の地方自治組織の規模の現状を確認する。その後、補完性の原理や「ローカル・オプティマム」の考え方を通して、地方自治行政の近接性の重要性について論じる。また、「ソーシャル・キャピタル」の概念と、その重要性を確認したのち、近隣自治がそれに及ぼす影響について論じたい。これらを通して、近隣自治の必要性を論じていく。

第三章においては、近年の我が国における地方分権改革の流れのなかで登場した「地域自治区」や「合併特例区」等に関して地方自治法の観点から概観する。また、近隣政府の考え方とその制度の諸類型について、財団法人日本都市センターの発表している資料を参考としながら確認する。それらをもとに、近隣政府制度を設計にあたり、必要となる現行制度の改正ポイント等についてもふれる。その上で現状の制度において実現可能で、地方自治の求める理念に基づく、近隣自治制度に必要な要素を確認したい。

第四章において、本稿における政策提言の対象となる、筆者の住む八王子市の歴史的、地理的な概要と、八王子市の基本計画や、先行研究などを参考に、市内の地域特性について確認する。

最後に、第五章において、第四章までの議論を総括しつつ、八王子市における近隣自治制度導入の意義、制度設計について論じ、提言としたい。

¹ 菅野和夫、江頭憲治朗、小早川光郎、西田典之（2008）『ポケット六法 平成21年版』有斐閣、P18

² 小高剛、阿部泰隆、宮崎良夫、芝池義一、三木義一、木佐茂男（1988）『地方自治法の論点』有斐閣新書、P14

³ 同上